

三沢市生涯学習活動団体登録要領

(目的)

第1条 この要領は、地域で定期的かつ継続的に生涯学習等の活動を行う各種教室やサークル等の団体（以下「団体」という。）の情報を、三沢市教育委員会（以下「委員会」という。）が三沢市生涯学習活動団体（以下「生涯学習団体」という）として登録し、活動の機会や場を探している地域住民に情報を提供することにより、これら生涯学習団体の活動及び地域住民の生涯学習活動の活性化を図ることを目的とする。

(登録要件)

第2条 本要領に定める生涯学習団体として登録できる団体は、芸術や文化の学習活動、スポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動などを自主的かつ継続的に行う団体とする。ただし、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 三沢市内を主な活動場所としていること
- (2) 定期的に活動していること
- (3) 会員を募集しているか、募集を予定していること
- (4) 地域住民からの問い合わせに対応可能であること

(登録の手續)

第3条 登録を希望する団体は、「三沢市生涯活動団体登録票」（別紙様式1）（以下「登録票」という。）に必要事項を記入して、委員会に提出するものとする。

- 2 委員会は、前項の登録票の提出があったときは、必要に応じて、団体に対し聞き取り調査等により審査を行う。
- 3 委員会は、団体が提出した登録票の内容が適切であると認めたときは、当該団体を生涯学習団体として登録する。

(登録の拒否)

第4条 団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を認めない。

- (1) 特定の政党や候補者又は宗教を支援することを目的とする団体
- (2) 物品の販売等を目的とする団体
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めた団体
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が構成する団体（以下「暴力団」という。）又は、その構成員もしくは暴力団密接関係者の統制の下にある団体
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体
- (6) その他委員会が適当でないと認めた団体

(登録の取消)

第5条 生涯学習団体が次の各号に掲げる事由に該当する場合は、登録を取消することができる。

- (1) 生涯学習団体から取消しの申出があったとき
- (2) 第2条に定める登録要件を満たさなくなったとき
- (3) 第4条に該当する事実が判明したとき
- (4) 生涯学習団体が活動を停止したとき
- (5) 代表者等に連絡を取れなくなったとき
- (6) 虚偽その他不正な手段により登録を行ったとき
- (7) 前各号のほか、登録団体としてふさわしくないと認められる事実があったとき

(登録情報の取扱い)

第6条 委員会は、生涯学習団体の情報をウェブサイト等に掲載し、広く公開する。

2 委員会は、地域住民や公的機関から問い合わせ等があったとき、利用目的などを確認したうえで、情報提供可能な情報を提供する。ただし、これにより生涯学習団体の活動に支障をきたすおそれがある場合は、この限りでない。

3 委員会は、生涯学習団体を支援する団体、他自治体や公共機関と連携し、必要な情報を共有するものとする。

(運営に関する事務)

第7条 生涯学習団体の登録に関する事務は、三沢市教育委員会事務局生涯学習課で行うものとする。

2 委員会は、三沢市指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成17年三沢市条例第17号)第2条により規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に、事務を管理させることができる。

3 前項の場合において、「委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月31日から施行する。